

県有特許権等実施許諾要領

(通 則)

第1条 県有（共有の場合を含む。以下同じ。）の特許権、実用新案権及び意匠権（以下「特許権等」という。）並びに県有の特許を受ける権利、実用新案登録を受ける権利及び意匠登録を受ける権利（以下「特許を受ける権利等」という。）の実施許諾（専用実施権の設定による場合を含む。以下同じ。）並びに共有者による実施の同意（以下「実施許諾等」という。）に関する取扱いについては、別に定めのあるものを除くほか、この要領の定めるところによる。

(実施許諾等)

第2条 特許権等及び特許を受ける権利等については、県内産業の振興等のため、通常実施権を許諾又は共有者による実施に同意することができる。ただし、必要があると認められる場合は、県内産業の振興等のためでなくても通常実施権を許諾又は共有者による実施に同意することができる。

2 前項の規定にかかわらず、必要があると認められる場合は、専用実施権の設定をすることができる。

(実施許諾等の申請)

第3条 特許権等又は特許を受ける権利等の実施許諾等を受けようとする者は、実施許諾等申請書（様式第1号）を、公設試験研究機関等の長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 理由書

二 実施計画書（様式第2号）

三 住民票抄本（法人その他の団体にあつては、登記事項証明書、定款、寄附行為又は規約の写し等）

四 その他参考となる書類（収支計算書、決算書等）

3 第1項の申請書を受理した公設試験研究機関等の長は、当該申請書を添えて、様式第3号の1により所管部局長に副申請書を提出するものとする。

4 前項の副申請書を受理した所管部局長は、特許権等又は特許を受ける権利等の実施許諾等を行おうとするときは、次の各号に掲げる書類を添えて、様式第3号の2により秋田県職務発明審査会（以下「審査会」という。）の開催を秋田県職務発明審査会会長に依頼する。

一 次に掲げる事項を記載した書類

ア 実施許諾等を行おうとする発明等の明細

イ 実施許諾等を受けようとする者

ウ 実施許諾等を行おうとする理由

エ 競合他社や生産者、消費者等への影響

オ 実施許諾等の期間

カ 実施料の額又は実施料相当額及びその納付方法等に関する事項

キ 実施許諾等に付帯して条件を定める場合は、その条件

ク その他参考となる事項

二 実施料算定方法説明書又は実施料相当額算定方法説明書（様式第4号）

三 県有特許権等実施契約書案

四 実施許諾等申請書

五 共同研究にかかる場合は共同研究契約書（当該契約に附属した協議書等を含む。）

（実施許諾等の手続き）

第4条 秋田県職務発明審査会会長は、前条第4項の依頼があったときは、審査会に諮るものとする。

2 秋田県職務発明審査会会長は、審査会の審査結果について、様式第5号により所管部局長に通知し、所管部局長はその写しを公設試験研究機関等の長に通知するものとする。

（実施許諾等の期間）

第5条 実施許諾等の期間は、特許権等の存続期間、発明等の内容及び申請者の事業能力等を考慮して決めるものとする。

（実施許諾等の契約の締結）

第6条 実施許諾等を行う場合には、県有特許権等実施契約書（様式第6号）に準じて、実施許諾等の契約を締結するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、別の様式による契約書により実施許諾等の契約を締結することができるものとする。

一 実施許諾等を受けようとする者が、外国の企業、団体又は外国人等であって、当該様式により難しい場合

二 国の機関等の公共的機関であって、別の契約書の様式が定められている場合

三 その他特別の事情があると認められる場合

（実施料及び実施料相当額の徴収）

第7条 特許権等を実施許諾したときは、特許権等実施料算定基準（別紙）により算出した額の実施料を徴収しなければならない。ただし、共有にかかる特許権等の実施許諾における実施料は、当該算定基準に従い、かつ、持分に応じて算出した額とする。

2 共有にかかる特許権等の共有者による実施に同意したときは、原則として「実施料相当額」を徴収するものとする。ただし、「実施料相当額」は、特許権等実施料算定基準（別紙）により算出した額に準じ、かつ、持分に応じた額とする。

3 特許を受ける権利等を実施許諾したときは、特許権等実施料算定基準に準じて算出した額の実施料を徴収しなければならない。ただし、共有にかかる特許を受ける権利等の実施許諾における実施料は、当該算定基準に準じ、かつ、持分に応じて算出した額とする。

4 共有にかかる特許を受ける権利等の共有者による実施に同意したときは、原則として「実施料相当額」を徴収するものとする。ただし、「実施料相当額」は、特許権等実施料算定基準（別紙）により算出した額に準じ、かつ、持分に応じた額とする。

5 共有にかかる特許を受ける権利等の共有者による実施に同意したときは、特別の事情があると認められる場合に限り、前項の規定により算出した実施料相当額を減免することができる。

6 前5項の規定にかかわらず、外国出願、国際出願等（以下「国際出願等」という。）における共有にかかる特許権等又は特許を受ける権利等の共有者による実施に同意した場合の実施料相当額は、第2項又は第4項の規定により算出した実施料相当額、実施に同意した相手方、実施の形態、国際出願等に要する費用の負担割合、持分等を総合的に考慮して定めることができる。

（実施許諾等台帳）

第8条 所管部局長は、その所管する特許権等又は特許を受ける権利等を実施許諾等したときは、

実施許諾等台帳（様式第7号）に必要な事項を記載し、関係書類を整理するとともに、当該台帳の写しをあきた未来創造部長に提出しなければならない。

附 則（平成16年3月29日学術1811号）

（施行期日）

第1条 この要領は、平成16年4月1日から施行する。なお、県有特許権等の実施許諾要領（平成3年3月18日管-967号）は、この要領の施行と同時に廃止する。

（経過措置）

第2条 この要領の施行前に実施許諾の申請があったものについては、なお従前の例による。

附 則（平成17年5月13日試8号）

この要領は、平成17年5月13日から施行する。

附 則（平成22年5月6日学148号）

この要領は、平成22年5月7日から施行する。

附 則（平成23年5月26日学225号）

この要領は、平成23年5月26日から施行する。

附 則（平成26年2月25日学810号）

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月8日学17号）

この要領は、平成27年4月8日から施行する。

附 則（平成29年3月30日学870号）

この要領は、平成29年4月1日から施行する。